

大商生としての心得

生徒指導部

I 頭髪・服装等身だしなみについて

本校は商業科の単独高校として、商業教育を通して地域社会に貢献することを目標の一つとして掲げ、卒業生の多くは地元の企業や大学等に進路を決定しています。従って、地域から「信頼される学校」でなければならないことから、自らが進んで学校のルールを守るという規範意識を持つとともに、しっかりと身だしなみをするのが極めて大切です。

以下に本校の服装などの規程を示しますので、規律ある高校生活が送れるようにして下さい。

[服装に関する規定]

- 1 本校の制服は、以下の2種類とする。
 - 本校指定のブレザー・スラックス・カッターシャツ・ネクタイ
 - 本校指定のブレザー・スカート・カッターシャツ・リボン
- 2 略装するときは、スカート・スラックス・カッターシャツのみの着用を認める。カッターシャツの裾はスカート・スラックスの中に入れる。下にTシャツなどを着用する時は、カッターシャツから色や模様が透けて見えないものとする。
- 3 防寒具の着用を認める。色はベージュ・黒・紺・茶系とし、通学に相応しいデザインとする。各部活動で認められている防寒具については上記以外の色も可とする。
- 4 本校指定のVセーター・ベストの着用を認める。その際、ネクタイ・リボンを装着する。なお、Vセーターの下に重ね着をする場合は、Vセーターからはみ出さないように着用する。
- 5 式典や始・終業式などの学校行事のときは、夏季の略装時を除き制服を着用する。
- 6 所定の制服の改造・変形をしない。
 - スカート丈は正面を向いて、ひざ頭の中央とする。
 - スラックスをずり下げたり、裾を折り曲げたりしない。
- 7 靴はかかとの低いものとする。サンダル・スリッパ等は不可とする。
- 8 靴下は無地で白・黒・紺・茶・グレーとする。(ワンポイントは可) また、ストッキング・タイツ類は、無地でベージュ・黒・紺・茶系とする。

[その他の規定]

- 1 ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等の装身具を身に付けない。
- 2 つけ爪・マニキュア・口紅・眉毛をそる・つけまつげ・アイメイク等の化粧はしない。
- 3 パーマ・アイロン・カラーリング・ブリーチ・エクステンション等の頭髪の加工、および変色の恐れのある行為をしない。髪型は、ビジネスの現場で広く許容されている範囲とする。
- 4 カラーコンタクトレンズ等の装着をしない。

[所持品に関する規定]

- 1 すべての所持品は記名し、貴重品は自己管理をしっかりとする。
- 2 学習活動に不必要な物品は、学校に持参しない。

II 盗難防止について

教育課程（時間割）の関係で本校の授業はHR教室を離れることが多く、盗難防止対策として各自に割

り当てられた個人ロッカーによる物品管理を徹底するとともに、クラス全員が教室を空ける場合には施錠指導を行っています。

Ⅲ スマートフォン・携帯電話等の情報端末について

スマートフォン・携帯電話は始業時から終業時まで校地校舎内での使用を禁止しますので、電源を切っておいて下さい。加えて、携帯音楽プレイヤー・ゲーム機器なども校地校舎内での使用を禁止しています。

また、近年、スマートフォン・携帯電話によるコミュニティサイト等への投稿や情報提供によって、深刻な人権侵害や個人情報の流出などの被害、加害が頻発しています。被害者にも加害者にもならないためにも、一人ひとりが慎重かつ適切な機器の利用を心がけて下さい。

Ⅳ アルバイトについて

アルバイトは学習や特別活動等に支障をきたす場合が多いことから、原則として禁じています。無断でのアルバイトは厳しい指導の対象になります。ただし、特別な事情でアルバイトをする必要がある場合については、担任・学年主任の先生とよく相談したうえで許可することがあります。

Ⅴ 自動車・バイクの運転免許について

滋賀県公立高等学校PTA連合会では「免許は取らない」・「乗らない」・「買わない」、そして「親は子どもの要求に負けない」の「3+1ない運動」を実施しています。本校でも、この趣旨に則り、運転免許の取得を認めていません。

Ⅵ 通学について

本校まで自転車で通学する場合は、申請等の手続きが必要です。なお、一人ひとりが交通法規を遵守し、交通事故に十分注意して下さい。

公共交通機関を利用して通学する場合は、大声で会話をする、手荷物で通路を妨害する、優先座席を占拠する等、公共マナーに反する行為は慎んで下さい。